

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第129号

## 借金のこと、ひとりで悩まず相談してください！

多重債務に関する相談が後を絶ちません。借金のことですら毎日頭を悩ませるのは大変つらいことです。ひとりで悩まず消費生活センターに相談してください。借金問題は必ず解決できます。

### 【県内事例①】

住宅ローンを含め借入れが 1,000 万円以上あるため返済が困難だが、自己破産はせずに返していきたい。債務相談をどこへすればよいか。

(50代 女性)

### 【県内事例②】

夫が、銀行や消費者金融から総額 500 万円ほど借入をしており、債務整理の相談をしたいがどうすればよいか。夫は、15 年ほど前にも自己破産を経験している。

(契約当事者：40代 男性)

### 【県内事例③】

銀行、クレジット会社、奨学資金等で 700 万円以上の借入れがあり、返済が苦しくなってきた。借入れの整理をしたいがどうすればよいか。

(20代 男性)

## アドバイス

- 1、県立消費生活センターでは、月に 1 回弁護士による多重債務無料法律相談会を開催しています。(※事前予約が必要です)  
また、日曜から金曜まで、消費生活相談員が相談をお聞きしています。お話を伺ったうえで、必要に応じて弁護士や司法書士におつなぎします。
- 2、借金の場合は特に早めの相談が肝心です。相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。
- 3、不安なとき、困ったときは、県立消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）にご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999